

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成27年 3月31日	
【会社名】	株式会社 T B グループ	
【英訳名】	TB GROUP INC.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 村田 三郎	
【本店の所在の場所】	東京都文京区本郷三丁目26番 6号	
【電話番号】	03 (5684) 2321 (代表)	
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 信岡 孝一	
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区本郷三丁目26番 6号	
【電話番号】	03 (5684) 2321 (代表)	
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 信岡 孝一	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	614,250,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	15,750,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。 なお、単元株式数は1,000株となっております。

(注) 1. 本有価証券届出書により募集する当社普通株式(以下、「本第三者割当増資」という。)の発行は、平成27年3月31日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	15,750,000株	614,250,000	307,125,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	15,750,000株	614,250,000	307,125,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
39	19.5	1,000株	平成27年4月16日(木)	-	平成27年4月17日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 当社は、本届出書の効力が発生した後、払込期日までに本第三者割当増資の割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定であります。
4. 払込期日に払い込みがなされなかった場合には、割当予定先の割当を受ける権利は消滅し、割当の株式は失権いたします。
5. 申し込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社T Bグループ経営管理本部	東京都文京区本郷三丁目26番6号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行池袋支店	東京都豊島区東池袋1丁目5番6号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
614,250,000	6,000,000	608,250,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算内訳は、主に登記費用240万円、弁護士費用10万円、フィナンシャルアドバイザー手数料200万円、発行に関わる印刷校正費用100万円、調査費用50万円です。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額608百万円について具体的な資金使途及び支出予定時期は、次のとおりです。
なお、資金の支出が実行されるまでの期間は、銀行口座にて管理いたします。

具体的な使途	金額	支出予定時期
多言語対応新製品の開発 (1) LED表示機・デジタルサイネージシステム (2) ロボット型LED表示機・デジタルサイネージシステム (3) スマートレジシステム (4) コンテンツサーバーセンター	500百万円	平成27年4月～平成28年3月
販売促進・マーケティング活動資金	108百万円	平成27年4月～平成28年3月
合計	608百万円	-

当社グループは、主として商業施設や飲食店向けの中小型LED表示機・デジタルサイネージシステム(電子看板)、LED照明機器、電子レジスターを主力製品とするファブレスメーカーです。中小型LED表示機・デジタルサイネージシステム製品分野では、業界の主導的メーカーとなっており市場シェアNO.1(富士キメラ総研 デジタルサイネージ調査2012年 システム販売構築 サイネージ事業者部門)を獲得しています。

当社グループは、これら主力事業の更なる拡大を図ると共に、新たな柱となる事業として「NEXTステージにチャレンジ」を2014年度(2014年4月より2015年3月まで)の経営戦略のスローガンとしました。ちなみに2016年度スローガンは「NEXTステージ 本格化!」となります。この戦略構想は、環境・健康・観光の各分野は、今後10年間日本においてもっとも成長性の高い重要な事業分野と捉え、事業戦略「グッド3K分野」を策定いたしました。

環境分野では、LED照明分野で生産・販売・保守サービスを総合的に顧客に対し提供する体制で、チェーンストア・工場・病院・ホテル等の新規顧客を広げてまいります。

健康分野では、関係会社である株式会社ホスピタルネットを中心に、病院・クリニック向けに展開しているタブレット端末及び電子決済端末事業を他の事業会社向けに販路を拡大してまいります。

観光分野では、訪日外国人旅行者向けに、英語・中国語・スペイン語・アラビア語・タイ語等複数の外国語を駆使して多言語による店舗案内・交通案内・サービスや製品説明など、多彩な情報提供・コミュニケーション機能及び決済機能を総合的に提供することが可能な多言語対応のLED表示機・デジタルサイネージシステム並びにスマートレジ(電子決済)システムを開発いたします。

特に観光分野における新製品は、全国の飲食店・ホテル・アミューズメント施設・デパート及び家電量販店等の小売店舗・駅や空港・病院などの公共機関等に対して積極的に販売展開してまいります。これにより、ユーザーはより円滑な訪日外国人観光客とのコミュニケーションが可能となり、親しみやすくわかりやすい「おもてなし」のサービスを提供することで、更なる商機の拡大に繋がることが期待されます。当社では既存製品に加えて、このLED表示機システム並びに電子決済システムの積極的販売により、業績拡大と企業価値向上を図ってまいります。

現在、円安の進行による割安感の追い風に加え、政府の訪日旅行プロモーションや消費税免税品の対象拡大などにより、2014年の訪日外国人観光客数は統計開始以来過去最高の1,341万4,000人と前年比29%増(出所:2015年1月20日付日本政府観光局(JNTO)報道発表資料)となり、これらの訪日外国人観光客による消費総額は前年比43%増の2兆305億円に達しております(出所:国土交通省観光庁2015年1月20日付報道発表)。また、2020年開催の東京オリンピックまでに訪日外国人観光客数を2,000万人にまで増加させることが政府目標となっており(観光立国推進戦略会議(第12回)議事録他)、これに伴う消費額も大きく成長することが期待されます。さらに、訪日外国人観光客による消費を含めた国内電子決済市場の規模は、スマートフォ

ンやタブレットを利用した決済サービスの普及等により、2013年の約48兆8千億円から、2017年には約66兆4千億円まで拡大すると予測されています(出所:矢野経済研究所「電子決済市場に関する調査結果2013」)。

当社グループは、今後の成長分野の中でも観光分野を重要なテーマとして、当社の製品群を外国人観光客向けのサービス向上支援機材とするため、電子決済機能に対応した多言語対応のLED表示機・デジタルサイネージシステム、ロボット型LED表示機・デジタルサイネージシステム及びスマートレジシステムの開発および販売を最優先プロジェクトとして取り組んでおります。

この度、当社はこれら事業プロジェクト推進に必要な資金調達を目的に第三者割当増資を実施いたします。また、割当予定先選定においても、今後のTBグループが新たな事業領域として展開を予定する「環境」「健康」「観光」での多言語LED表示機・デジタルサイネージシステム並びにスマートレジシステム製品の開発・展開において、割当予定先の持つ販売力、技術力、人材、ノウハウ等を活用することにより、新製品の早期開発・販売開始が可能となり、今後の売上高の向上が図れるものと考えられ、本第三者割当による割当予定先との関係の強化は、当社の企業価値の向上につながるものと判断できる最も適切と考えられる事業提携先等を選定致しました。

本新株式の発行による調達資金(手取り概算608百万円)につきましては、以下の通り使用いたします。

1. 多言語対応新製品の開発

(1) LED表示機・デジタルサイネージシステム開発費用(概算250百万円)

今後更に増加することが予想される訪日外国人観光客に対し、親しみやすくわかりやすい顧客対応を可能とする多言語対応のLED表示機・デジタルサイネージシステム製品を開発いたします。飲食店・ホテル・アミューズメント施設・デパート・家電量販店・駅や空港・病院などの公共機関等に対して、多言語表示(英語・中国語・スペイン語・アラビア語・タイ語等)による観光案内・店舗案内・交通案内・サービスや製品説明等、多彩な情報提供・コミュニケーション機能を可能にします。外国語対応が困難な場合でも、当社のLED表示機・デジタルサイネージシステムによって、顧客サービスの提供が可能となり、更なる商機の拡大に繋がると考えております。

さらに、スマートフォンやタブレット端末がLED表示機・デジタルサイネージシステムの一定距離内に接近すると、自動的に検知して宣伝広告や情報を多言語で情報発信し、来店勧誘する機能を付加することを計画しております。

このLED表示機・デジタルサイネージシステム製品開発のため以下を実施して早期完成・発売開始に繋げてまいります。

- ・ハードウェア及びソフトウェアの開発費用(概算100百万円)
- ・多言語ナビゲーションサービスの開発費用(概算20百万円)
- ・多言語対応文字コード(ユニコード)制御のLED表示機・デジタルサイネージシステムの開発費用(概算30百万円)
- ・LED表示機・デジタルサイネージシステムで使用する多言語フォントおよびコンテンツの開発費用(概算100百万円)

(2) ロボット型LED表示機・デジタルサイネージシステム開発費用(概算50百万円)

訪日外国人観光客の来店促進や来店後の案内・サービス提供を目的として、店頭や店内に設置するロボット型LED表示機・デジタルサイネージシステム製品を開発いたします。LED表示機・デジタルサイネージシステムの技術基盤を活用し、更なる対話的機能を付加することにより、ロボット型LED表示機・デジタルサイネージシステムの販売を推進いたします。製品開発にあたっては大学や研究機関と共同で行うことを予定しております。費用については、共同する研究開発費、当社での試作費、製品化のためのハードソフトの開発費に充当します。この開発により、従来のサイネージが2次元の表現に止まっていたものが、エンターテインメント性の動きのある3次元の表現として新しい市場分野を開拓できます。

(3) スマートレジシステム開発費用(概算120百万円)

多言語対応でのメニュー表示・注文・決済までの機能を提供するスマートレジシステム製品を開発いたします。客席のテーブル上に配置された業務用タブレット端末を操作して言語を選択し、メニューと製品説明を見て注文を行うことが可能となります。全ての注文は店舗内ネットワークを介して決済システムと連動することにより、精算時には多言語で料金明細が表示され、クレジットカードや電子決済が可能となります。このスマートレジシステム製品開発のため、以下を実施して、早期の完成・発売につなげてまいります。

- ・多言語対応オーダーシステム設計及び開発費用(概算70百万円)
- ・電子決済対応システム設計及び開発費用(概算50百万円)

(4) コンテンツサーバーセンター構築・開発費用(概算80百万円)

以上に加え、当社では、上記(1)～(3)の各新製品を稼働させるインフラ設備として、新たに多言語対応コンテンツサーバーセンターを当社内に開設し、製品販売開始に合わせて稼働させる予定です。

具体的には、コンテンツサーバーセンターに多言語情報を蓄積し、ネットワーク経由で各種コンテンツを提供いたします。この多言語対応コンテンツサーバーセンター開設に伴い、サーバーの購入及びシステムソフトウェア(サーバー側アプリケーションソフト、音声入力多言語変換アプリケーション、多言語フォント、及び多言語編集ソフトを含む)の開発に充当します。

2. 販売促進・マーケティング活動資金(概算108百万円)

本第三者割当増資の割当予定先との間では緊密な協業関係を築き、新製品開発・販売面で全面的な協力関係を樹立いたします。これに伴い、新製品の全国的な展開のためにWEB・SNS・TVCF・新聞雑誌等幅広くメディアを使った広告宣伝活動も重要となります。その他、新製品の販売促進のためのツール開発、販売組織の再編・マーケティング等の費用に充当します。なお、支出時期を本年4月からとしていますのは、製品の市場への投入を開発が先行するものから順次行いますので、これに対応するものです。また、事前のIRや広告宣伝活動への企画準備も伴うため早くから着手実行することになります。

また、販売促進ツールについては、実際の販売にあたって顧客への提案のための縮小版のデモ機や紹介ビデオ等の制作等を予定しています。更に販売組織の再編・マーケティングについては、当該製品の取扱い可能な販売組織の再編活動や教育費用を想定しており、またマーケティングは当該顧客層の抽出や市場の特性分析などの活動を行うものです。

本第三者割当増資により調達する資金は、多言語LED表示機・デジタルサイネージシステム並びにスマートレジ製品の研究開発及び稼働に必要な設備投資、及びこれら製品の販売促進・マーケティング費用に充当するものであります。今後のTBグループが新たな事業領域としての展開を予定する「環境」「健康」「観光」での多言語LED表示機・デジタルサイネージシステム並びにスマートレジ製品の開発・展開において、割当予定先の持つ販売力、技術力、人材、ノウハウ等を活用することにより、新製品の早期開発・販売開始が可能となり、今後の売上高の向上が図れるものと考えられ、本第三者割当による割当予定先との関係の強化は、当社の企業価値の向上につながるものと判断しております。

よって、本第三者割当増資で調達する資金の用途は、当社グループの経営体質の改善につながり、将来に向けての成長戦略の推進、企業価値向上へとつながるものとして、合理的なものと考えております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

株式会社光通信

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社光通信
本店の所在地	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度 第27期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月20日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第28期第1四半期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月8日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第28期第2四半期 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月10日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第28期第3四半期 (自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月13日 関東財務局長に提出</p>

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		携帯電話事業にて株式会社光通信子会社の株式会社アイ・イーグループとの携帯電話販売幹旋契約及び株式会社メンバーズモバイルとの携帯電話サービス契約の取引を行っております。

Oakキャピタル株式会社
a. 割当予定先の概要

名称	Oakキャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度 第153期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第154期第1四半期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月8日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第154期第2四半期 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月7日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第154期第3四半期 (自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月6日 関東財務局長に提出</p>

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		該当事項はありません。

株式会社インタア・ホールディングス

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社インタア・ホールディングス
本店の所在地	東京都新宿区市谷八幡町14
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度 第16期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月30日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第17期第1四半期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月12日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第17期第2四半期 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月13日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第17期第3四半期 (自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月12日 関東財務局長に提出</p>

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		該当事項はありません。

株式会社アイフラッグ

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社アイフラッグ
本店の所在地	東京都港区芝公園二丁目4番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度 第17期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第18期第1四半期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月12日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第18期第2四半期 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月14日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第18期第3四半期 (自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月13日 関東財務局長に提出</p>

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		該当事項はありません。

株式会社ビッグサンス

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社ビッグサンス		
本店の所在地	大阪市北区西天満四丁目8番17号		
代表者の役職及び氏名	代表取締役 高谷 敏夫		
事業の内容	グループ本社、新規事業開発		
資本金	360百万円		
主たる出資者及びその出資比率	村田 三郎	274,341株	89.79%
	信岡 孝一	8,489株	2.78%
	高谷 敏夫	5,471株	1.79%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。 なお、割当予定先の関係会社である株式会社ホスピタルネットの株式を、当社は15.0%所有し持分法適用関連会社としています。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式を5,059千株(本第三者割当増資実施前の保有割合7.02%、議決権比率7.05%)保有しており、また、筆頭株主でもあります。
人事関係	当社の代表取締役村田三郎が当該会社の取締役を兼務しております。また、当該会社の従業員1名が当社に出向しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	不動産の賃貸借契約を締結しております。	

アビックス株式会社

a. 割当予定先の概要

名称	アビックス株式会社
本店の所在地	横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度 第25期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月30日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第26期第1四半期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月12日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第26期第2四半期 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月14日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第26期第3四半期 (自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月12日 関東財務局長に提出</p>

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		L E D & E C O事業における仕入取引があります。

c. 割当予定先の選定理由

< 株式会社光通信 >

割当予定先である株式会社光通信は、OA機器や携帯電話等をはじめとした情報通信分野を中心に強力な販売力を有する企業であり、店舗を運営する中小企業向けのITソリューションサービスも展開しております。同社グループとは、従来から携帯電話事業等において取引関係にありましたが、本年の1月の後半ごろから、子会社である株式会社TOWAを介しての販売協業についての具体的な検討に入りました。

今回、当社の多言語「LED表示機・デジタルサイネージシステム」「ロボット型LED表示機・デジタルサイネージシステム」および「スマートレジ」製品に関して、当社は主に製造・開発分野において、同社グループは主に販売分野において、相互の経営資源を投入し、協業を進めることとなりました。なお、現時点では、当社は契約締結を行っておりませんが、両社の方向性として「LED表示機・デジタルサイネージシステム」「ロボット型LED表示機・デジタルサイネージシステム」および「スマートレジ」製品に関しての協業を進めていくことについては、経営者同士の話し合いの中で一致しており、実務レベルでの協議については今後進めていく予定です。現段階では具体的な実務担当者同士の協議は行われておりません。まずは本日、別途開示いたします「当社連結子会社と株式会社光通信との資本業務提携及び特別利益の発生に関するお知らせ」による子会社TOWAでの販売面での協業を開始し、その中で具体的な話が進展していくものと想定しております。

この一環として光通信社グループは、当社の完全子会社である株式会社TOWA株式の一部を当社より譲受するとともに、当該会社の増資引受けにより、最終的に株式会社TOWA株式の50%を保有し、販売面でもより緊密な関係を構築することとなりました。当社の今後のLED表示機・デジタルサイネージシステム、ロボット型LED表示機・デジタルサイネージシステム及びスマートレジに関する迅速かつ効率的な事業展開において、今回の協業は最善の方策であると判断しております。

また協業の結果として、株式会社光通信による第三者割当増資による当社株式の引受け、更に株式会社光通信による株式会社TOWA株式の取得が行われますが、その目的内容などについては、別途開示を参照ください。

<Oakキャピタル株式会社>

Oakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第2部に上場する独立系の投資会社として国内外において10年以上に渡り投資事業を行っております。従前よりOakキャピタル株式会社から資金調達に関する提案を受けており、当社の資金調達ニーズが高まったタイミングで、改めて本ファイナンスの目的で2015年2月に面談を申込み、協議を実施いたしました。その結果、当社はOakキャピタル株式会社に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。

Oakキャピタル株式会社は、潜在成長力を持つ上場企業向けエクイティ・ファイナンス投資の実績は豊富であり、また、資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、企業の成長戦略の策定や営業支援を行うアドバイザー事業に強みを持っております。当社は、Oakキャピタル株式会社の企画提案力、他企業とのネットワーク構築力、新事業の創出能力が、今後の当社が推進する事業展開において、顧客や事業提携先の紹介などで寄与することが期待できると判断し、今回の割当予定先として選定いたしました。Oakキャピタル株式会社からは、同社のこれまでの投資先企業やその他の親密先企業で当社の新製品共同開発パートナーとして適切と思われる企業の提案・紹介を当社に対して行いたいと考えている旨、口頭による表明を受けております。

<株式会社インタア・ホールディングス>

株式会社インタア・ホールディングスは、株式会社光通信及び同グループで3,982,400株(発行済み株式総数の37.44%)を所有されており、今回の割り当てにあたっては株式会社光通信から本年2月中旬に紹介を受けました。

同社は、スマートフォン向け電子書籍等のコンテンツ配信事業を行っており、広告配信、コンテンツ企画、スマートインフラ全般にB to C, B to Bにおいてワンストップでサービスを提供しております。

今回、株式会社光通信及び同グループとの協業に際し、同社の親密先企業であるインタア社の持つ、電子書籍等のコンテンツ配信技術や広告配信、コンテンツ企画等ノウハウを活用することは、今後当社の多言語デジタルサイネージ、多言語化ネットワーク構築、「スマートレジ」(タブレット・スマホ)を活用した電子決済システム対応の製品展開において、その製品技術、顧客サービスの向上に寄与するものと考えます。

<株式会社アイフラッグ>

株式会社アイフラッグは、株式会社光通信及び同グループで28,837,100株(発行済み株式総数の36.72%)を所有されており、今回の割り当てにあたっては株式会社光通信から本年2月中旬に紹介を受けました。

同社は、中小企業向けホームページ制作ソフト開発事業の他、業種に特化した各種ポータルサイトの運営、広告掲載サービス、予約システム等の店舗への来店促進サービスを提供しております。また予約管理、顧客管理、売上管理等の店舗運営サポートサービスも事業として行っております。

今回、株式会社光通信及び同グループとの協業に際し、株式会社光通信の親密先企業である株式会社アイフラッグの持つ、店舗サポート事業のノウハウを活用することは、今後当社の多言語デジタルサイネージ、多言語化ネットワーク構築、「スマートレジ」(タブレット・スマホ)を活用した電子決済システム対応の製品展開において、その製品技術、顧客サービスの向上に寄与するものと考えます。また、株式会社アイフラッグにとっても、当該顧客先への多言語化対応サービスの提供は新たな商機の展開につながるものとして、今後の協業に向けて進めてまいります。

<株式会社ビッグサンズ>

株式会社ビッグサンズは、当社の主要株主です。同社は、そのグループ企業の中で全国の観光地へ多言語・Wi-Fiによる「おもてなし」事業を展開しており、多言語ニュース配信や地震・異常気象警報配信の情報サービス事業、訪日観光客向けには音声ペンによる「多言語音声ガイド」を展開しております。今後、「多言語」LED表示機・デジタルサイネージシステムの展開において、訪日観光客向けの製品開発・販売を進める上で、同社グループの持つノウハウ等を活用することは有効であると考え、以前から協業の内容、その可能性について経営者間で検討しておりますが、当社での多言語対応製品に対する今後の取り組み方を検討する中で、本年の2月初旬ごろから株式会社ビッグサンズとの連携を深め、「おもてなし」事業を進めることを共通の目的として、本第三者割当増資の割り当てを行うこととなりました。

なお、当社が展開している「おもてなし」事業については、あくまで企画しコンテンツを制作しプロモーションを行っていくもので、機器やシステムの開発や製造については、当社が協業の中で担っていくことを考えております。また、企画の根底となるIT技術の応用による新しいサービスの着想や試作開発等についても、技術会社としての当社が担うところであり、共に「おもてなし」事業へと協業を進めてまいります。

<アビックス株式会社>

アビックス株式会社は、従来よりLED表示機事業会社として、当社と取引関係にあります。

デジタルサイネージ業界においては、サッカー場などへのサイネージ広告、コンテンツ配信の有力企業です。アビックス株式会社との間では、相互の製品の販売促進(アビックス株式会社は大型製品を得意としており、当社は中小型製品を主力としております)及び新製品の共同開発で協業を行う予定です。現在は、アビックス株式会社の多言語表示機について当社がレンタル拡販していくことから協業を具体化してまいります。

アビックス株式会社と当社の間では、以前から経営者同士で両社での取り組みの可能性について協議されておりました。アビックス社はすでに多言語表示機について製品化しており、当該会社との協業は当社の多言語製品展開を促進します。

本年2月初めごろから、当該会社の多言語製品のレンタル拡販等の協業について経営者間では検討しておりましたが、本年3月上旬、本第三者割当増資の引受についての具体的な協議を始めました。

以上のように、今後のTBグループが新たな事業領域としての展開を予定する「環境」「健康」「観光」での多言語LED表示機・デジタルサイネージシステム分野とスマホ・タブレット関連による電子決済対応レジスターおよびPOS分野への新市場、新製品の開発・展開において、割当予定先の持つ販売力、技術力、人材、ノウハウ等を活用することにより、新規事業の早期の立ち上げ、育成が可能となり、今後の売上高の向上が図れるものと考えられ、本第三者割当による割当予定先との関係の強化は、当社の企業価値の向上につながるものと判断しております。

当社グループでは、割当予定先企業との強固な事業連携を早期に図ることが可能と考えており、それにより事業再建が実現するものと考えます。また、当社は、本第三者割当により調達した資金により、財務基盤の安定化を図り、信用力を強化するとともに、NEXTステージ製品の開発スピードを早め、設備投資等を行うことが可能となります。

d. 割り当てようとする株式の数

株式会社光通信	当社普通株式	4,425,000株
Oakキャピタル株式会社	当社普通株式	4,400,000株
株式会社インタア・ホールディングス	当社普通株式	2,213,000株
株式会社アイフラッグ	当社普通株式	2,212,000株
株式会社ビッグサンズ	当社普通株式	2,000,000株
アビックス株式会社	当社普通株式	500,000株

e. 株券等の保有方針

株式会社光通信、株式会社インタア・ホールディングス、株式会社アイフラッグ、株式会社ビッグサンズ、アビックス株式会社は、当社の戦略的なパートナーとして、当社株式を長期保有する方針のもと当社の経営安定及び企業価値の向上を目指すことを口頭で合意しております。

Oakキャピタル株式会社の当社株式の保有方針は純投資であり、当社とOakキャピタル株式会社との間で、長期保有に関する取り決めはありません。また、同社は、当社に対して、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式を売却していくことを口頭で合意しております。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日(平成27年4月17日)より2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合は、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である株式会社光通信、Oakキャピタル株式会社、株式会社インタア・ホールディングス、株式会社アイフラッグおよびアビックス株式会社については、各社から、本第三者割当増資の発行価額の総額に足りる必要な資金は確保されている旨の報告を口頭で受けており、また、各社の平成26年3月期の有価証券報告書に掲げられた財務諸表及び平成27年3月期第3四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期財務諸表から、各社がかかる払込み及び行使に要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

また、当社は割当予定先である株式会社ビッグサンズより、当該会社が取引銀行から受領した預金残高証明書の写しを確認することにより、払込みに要する資金を有しているものと判断しております。なお、株式会社ビッグサンズの払込資金は、平成27年3月26日付金銭消費貸借契約に基づく、株式会社ホスピタルネットからの短期の借入れによるものです。また、株式会社ホスピタルネットについては決算書の提示を受け自己資金であることを確認しております。今回、第三者割当増資が急きょ決まったため株式会社ホスピタルネットから短期借入をしましたが、株式会社ビッグサンズの大株主である村田三郎氏が株式会社ビッグサンズに貸付を行い、上記株式会社ホスピタルネットからの借入返済原資とする旨確認をしました。また村田三郎氏の預金の残高証明等も併せて確認しております。また当事者間では、その借入れを実行するための重要な前提条件等がないことを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社光通信、Oakキャピタル株式会社、株式会社インタ・ホールディングス、株式会社アイフラッグおよびアピックス株式会社はいずれも上場企業であり、各社が証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、当社は各割当予定先及び各割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

割当予定先である株式会社ビッグサンズについて、第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役 羽田寿次)に法人及び会社関係者に対する調査を依頼した結果、割当予定先及び会社関係者について反社会的勢力との関わりを示す情報などは把握されていないため、反社会的勢力と関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を平成27年3月25日付けで受領いたしました。

以上により、当社は、同社、同社役員及び主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等には該当せず、関係がないと判断いたしました。なお、当社は、各割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

本第三者割当増資の発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前の取引が成立した営業日である平成27年3月30日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値39円と致しました。

本第三者割当増資の発行価格の算定方法について、取締役会決議日の直前の取引が成立した営業日終値を参考値として採用したのは、平成27年3月期第3四半期決算発表及び平成27年3月期の通期業績予想を前提とした株価が、直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

なお、発行価格の当該直前営業日までの1ヵ月間の終値平均40.19円に対する乖離率は-2.96%、3ヵ月間の終値平均39.73円に対する乖離率は-1.84%、6ヵ月間の終値平均39.18円に対する乖離率は-0.46%となっております。かかる発行価格につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役の見解等は、以下のとおりです。

当社監査役会(常勤監査役1名及び社外監査役2名)から、本第三者割当増資の発行価格の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、算定根拠は、現時点の当社株式の市場価格を反映していると思われる平成27年3月期第3四半期決算発表後に形成された株価を基準に、直前の取引が成立した営業日の終値としており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることより、本件発行価格は、割当予定先に特に有利なものではなく、有利発行には該当しないと判断する旨の見解を得ております。

以上のことから、本第三者割当増資の発行価格は、適正且つ妥当な価格であり、有利発行には該当しないものと判断致しました。

この判断に基づいて、当社は、本日開催の取締役会において、新製品の開発及び販売による収益力の強化を目的とした長期性の投資資金の確保という今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮すると共に、本第三者割当増資の発行条件について十分に討議・検討を行い、議決に参加していないものを除き出席取締役全員の賛成により、本第三者割当増資を決議致しました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される株式は15,750,000株であり、現在の発行済株式総数72,010,588株(議決権の総数71,719個)に対して21.87%(議決権の総数に対して21.96%)に相当し、既存株主の持分に希薄化が生じますが、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上のいわゆる大規模な第三者割当増資に該当するものではありません。

当社株式の過去1年間の1日当りの平均売買出来高は約259,000株であり、一定の流動性を有しております。純投資家であるOakキャピタル株式会社の本第三者割当増資で引き受ける株式数は4,400,000株であり、これを1年間で売却すると仮定した場合の1日当りの数量は約18,300株となり、上記1日平均当たりの平均売買出来高の約7.1%となることから、市場での消化は可能であると考えられます。また、Oakキャピタル株式会社の当社株式の保有方針は、純投資であり、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式を売却していくことを口頭で表明頂いていること及び上記に記載の通り当社株式は一定の流動性を有していることから当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものであると考えられます。また、当社としましては、本第三者割当増資により、多言語LED表示機・デジタルサイネージシステム分野及びスマートレジ分野における新製品開発及び販売開始により成長戦略を推進することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、既存の株主価値の向上につながるものと考えており、本第三者割当増資による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社ビッグサンズ	大阪市北区西天満四丁目8番17号	5,059,000	7.05%	7,059,000	8.07%
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号			4,425,000	5.06%
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番24号			4,400,000	5.03%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8-11	2,334,000	3.25%	2,334,000	2.67%
村田 三郎	大阪府堺市東区	2,323,000	3.24%	2,323,000	2.66%
株式会社インタア・ホールディングス	東京都新宿区市谷八幡町14番地			2,213,000	2.53%
株式会社アイフラッグ	東京都港区芝公園二丁目4番1号			2,212,000	2.53%
株式会社ホスピタルネット	大阪市北区西天満四丁目8番17号	1,971,000	2.75%	1,971,000	2.25%
松下 安郎	大阪府豊中市	1,563,000	2.18%	1,563,000	1.79%
塚田 晃一	東京都杉並区	1,412,000	1.97%	1,412,000	1.61%
計		14,662,000	20.44%	29,912,000	34.20%

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年9月30日現在の株主名簿及び平成27年3月31日までに当社が確認した事項に基づき記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年9月30日現在の株主名簿をもとに、平成27年3月31日までに当社が把握した株式の異動状況及び今回の第三者割当増資で増加予定の株式数を加算し、作成しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載した有価証券報告書(第80期)及び四半期報告書(第81期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成27年3月31日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成27年3月31日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度に係る有価証券報告書(第80期)の提出日(平成26年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成27年3月31日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(平成26年7月2日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成26年6月27日開催の当社第80回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役5名選任の件

取締役として、村田三郎、信岡孝一、中野義雄、高尾浩市、藤枝政雄の5氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率	可否
議案					
村田 三郎	34,136	2,986	0	90.05%	可決
信岡 孝一	36,391	731	0	96.00%	可決
中野 義雄	36,478	644	0	96.23%	可決
高尾 浩市	36,464	658	0	96.19%	可決
藤枝 政雄	36,422	700	0	96.08%	可決

(注) 決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主について各議案の賛否が確認できたものを合計したことにより、議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第80期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第81期第3四半期)	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月12日 関東財務局長に提出

なお上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月20日

株式会社T Bグループ
取締役会 御中

監査法人まほろば

指 定 社 員 公認会計士 井尾 仁志 印
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 林 晃司 印
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社T Bグループの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T Bグループ及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において7期連続の営業損失及び当期純損失を計上し、当連結会計年度においても84百万円の営業損失及び1億98百万円の当期純損失を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

当該状況に対する対応策については当該注記に記載されているが、これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社T Bグループの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社T Bグループが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

株式会社T Bグループ
取締役会 御中

監査法人まほろば

指 定 社 員 公認会計士 井尾 仁志 印
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 林 晃司 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社T Bグループの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第80期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T Bグループの平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、前事業年度において7期連続の営業損失を計上し、当事業年度においても30百万円の営業損失及び71百万円の当期純損失を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

当該状況に対する対応策については当該注記に記載されているが、これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月10日

株式会社T Bグループ
取締役会 御中

監査法人まほろば

指定社員 業務執行社員	公認会計士	赤坂知紀	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	林晃司	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社T Bグループの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社T Bグループ及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において8期連続の営業損失及び当期純損失を計上し、当第3四半期連結累計期間において1億65百万円の営業損失及び1億73百万円の四半期純損失を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

当該状況に対する対応策については当該注記に記載されているが、これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。